

# 岩見沢市における空き家等の適正な管理に関する 条例施行規則の一部を改正する規則の概要

## 第 1 改正の趣旨

岩見沢市事務分掌条例施行規則の一部改正（令和 8 年規則第 2 8 号）により、空き家等に関する業務が、市民連携室から環境保全課に移管されたことに伴い、岩見沢市空き家等対策審議会の庶務を行う部署を改めるなど所要の規定の整備を行う。

## 第 2 改正の内容

岩見沢市空き家等対策審議会の庶務を行う部署を市民連携室から環境保全課に改める。

## 第 3 施行期日

公布の日

岩見沢市規則第 29 号

岩見沢市における空き家等の適正な管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 24 日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市における空き家等の適正な管理に  
関する条例施行規則の一部を改正する規則

岩見沢市における空き家等の適正な管理に関する条例施行規則（平成 26 年規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「市民連携室」を「環境保全課」に改める。

第 12 条を第 13 条とし、第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（様式の標準）

第 12 条 この規則における各様式については、これを標準とする。

様式第 1 号を次のように改める。

（第 1 面）

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書			写真
職名				
氏名				
生年月日	年	月	日	
	年	月	日交付	
	年	月	日限り有効	
	岩見沢市長 印			

（第 2 面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令の条項	該当の有無

附 則

この規則は、公布の日から施行する。